

		厚生常任委員会	
平成22年3月9日受理		請 第 36 号	
件 名	現行保育制度の維持と子育て支援施策の拡充について国への意見書提出を求める請願		
紹 介 議 員			
前 川 收 馬 場 成 志 松 田 三 郎			
<p>(要 旨) 現行保育制度の維持と子育て支援施策の拡充についての意見書を国に提出されるよう請願する。</p> <p>(理 由) 少子化の進む中、次世代育成支援に対する国と自治体の責任は、国の根幹をなす課題として注目されており、保育・子育て支援施策の拡充に対する国民の期待は高まっている。このような中、昨年末の政府における保育制度の改革についての議論は、児童福祉施設最低基準の撤廃や民間保育所運営費一般財源化など、まさに保育の公的責任を後退させる方向が提示された。これらの問題はひとまず当面は見送られたが、その後も地域主権推進に伴い引き続き同様の方針が出されている。こうした改革が拙速に進められれば、経済効率優先の地域の経済格差が保育の地域格差につながり、また、家庭の経済の状況により、子どもが受ける保育の質に格差が生じる。さらには、政府において「幼保一体化」の具体策を協議し「子ども・子育て新システム検討会議」において、6月を目途に基本方針を取りまとめることが示されており、すべての子どもたちのための新たな保育制度のあり方が問われている。子どもたちの育ちがこの国の未来であり、国や自治体の責任で保育・子育て支援施策を大幅に拡充することが必要である。よって、下記の項目について国に意見書を提出することを強く請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童福祉法の理念が崩壊しないように、国は保育所の児童福祉施設最低基準を地方へ移譲することなく、すべての子どもたちの健やかな育ちを保障するよう国の責任で抜本的な改善をすること。</li> <li>2 民間保育所運営費の一般財源化は、地域間格差を広げ、子どもの享受する平等な保育を損ない、質の低下を招くことになり、断固反対する。</li> <li>3 児童福祉法第24条の規定に基づく現行の保育制度を堅持・拡充し、幼保一体化については、決して認定子ども園の「直接契約方式」を導入することはしないように要望する。「直接契約方式」の導入は、例えば世帯が保育料支払い能力により選別されることにつながるし仕組みであり、結果、保育の必要度の高い困窮世帯の子供が保育所に入所できなくなるなどの大きな懸念があり、断固反対する。</li> </ol>			